

契約書(案)

徳島県(以下「発注者」という。)と○○○○○○○(以下「受注者」という。)とは、徳島県警察本部庁舎ほか2か所で使用する電気(電力量の40%が再生可能エネルギー由来の電力であること。)に関し次のとおり契約を締結する。

(契約内容)

第1条 この契約内容に関する仕様は、次に掲げるもののほか、別添の仕様書のとおりとする。

- (1) 調達物品 徳島県警察本部庁舎ほか2か所で使用する電気
(電力量の40%が再生可能エネルギー由来の電力であること。)
- (2) 需要場所 仕様書別紙2「需要場所等の一覧」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年2月20日から令和9年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 調達期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 電力構成 以下のア又はイの電力(アトイの混合による電力も可)が契約期間終了時において総供給電力量の40パーセントを満たすこと。また、その環境価値については、発注者に移転するものとし、いかなる第三者へも移転しないこと。
 - ア 非化石証書等を受けたFIT電力
非化石証書等(トラッキング付非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書又は再エネ電力由来J-クレジット)の附帯を条件とする。
 - イ 非FIT電力(再生可能エネルギー由来)
自ら若しくは相対取引によって取得した再エネ指定の非FIT非化石証書又はトラッキング付非化石証書(再エネ指定)の附帯を条件とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は別表のとおりとする。

- 2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、それぞれの料金単価に110分の10を乗じて得た額である。
- 3 第1項の別表において、「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間であり、「その他季」とは夏季以外の期間である。
- 4 公租公課の増減が生じた場合は、契約金額を改定する。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書により、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、仕様書別紙1「予定契約電力・予定使用電力量一覧」に掲げる予定使用電力量を増減することができる。

(契約電力)

- 第6条 徳島県警察本部庁舎の契約電力は、仕様書別紙1「予定契約電力・予定使用電力量一覧」のとおりとする。
- 2 前項の契約電力の値を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、これを変

更することができるものとする。

- 3 受注者は、発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合には、契約超過金の支払について発注者と協議を行い、発注者の責めに帰する事由であると認められたときは、以下の算定により算出した金額を契約超過金として発注者に請求することができる。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100) \times 1.5$$

- 4 交通機動隊庁舎及び警察学校射撃場の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前の1月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第7条 計量日は各月の1日午前零時とし、受注者は計量日時に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日までの期間とする。

(料金の算定方法)

第9条 料金は、各月ごとに算定するものとし、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

- (1) 基本料金 第6条に定める契約電力、第2条第1項に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

- (2) 基本料金（予備線） 第6条に定める契約電力、第2条第1項に定める基本料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{基本料金（予備線）} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (5/100)$$

- (3) 電力量料金 使用電力量、第2条第1項に定める電力量料金単価及び燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。なお、燃料費調整単価は、需要月において当該地域を所轄する一般送配電事業者が採用する額とする。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整単価})$$

- (4) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、需要月において当該地域の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

- 2 料金の算定に関する端数調整は、次の各号のとおりとする。

- (1) 契約電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。
(2) 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。
(3) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。
(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(料金の請求及び支払)

第10条 受注者は、月の初日から当該月末日分の料金を前条により算出し、翌月10日頃までに書面又はその電子データを送付することにより発注者に請求するものとする。

- 2 受注者は、請求に当たっては、請求書のほかに、内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を添付するものとし、その電子データを発注者の指定する方法により徳島県警察本部会計課へ送付するものとする。

- 3 発注者は、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に料金を支払うものとする。

- 4 発注者の責めに帰する事由により料金を支払期日までに支払わない場合は、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの遅延日数に応じ、当該未受領料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条で定める財務大臣の決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(再生可能エネルギー由来電力供給に係る提出書類)

第11条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、様式1「徳島県警察本部庁舎ほか2か所で使用する再生可能エネルギー由来電力の供給計画書（以下「計画書」という。）」を送付し、発注者

の承認を得るものとする。発注者の承認後にその計画を変更する場合も同様とする。

- 2 受注者は、請求書と同時に、計量期間ごとに供給する電源情報について様式2「特定電源割当証明書」を発注者に送付するものとする。なお、様式2を用いない場合は、それに準じた様式を受注者で作成の上、前項に規定する計画書と同時に発注者に送付し、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。
- 3 受注者は、上期及び下期の各末月（9月及び3月）分の電気料金の請求と同時期に、様式3「徳島県警察本部庁舎ほか2か所で使用する再生可能エネルギー由来電力の供給実績報告書（以下「報告書」という。）」を発注者に送付するものとする。なお、様式3を用いない場合は、それに準じた様式を受注者で作成の上、第1項に規定する計画書と同時に発注者に送付し、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。
- 4 受注者は、前項の規定による報告書を発注者に送付した後、調達期間の上期及び下期に供給した電力の環境価値を証明する書類として、第1条第5号に示す資料（以下「非化石証書等」という。）を発注者と受注者で協議により定めた期間内に発注者に送付するものとする。なお、送付された非化石証書等の内容が、第1条第5号の条件を満たさない場合、受注者は、その条件を満たす非化石証書等を追加で調達し、発注者に送付することにより補正しなければならない。

（発注者の解除権）

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、受注者に賠償を請求することができる。
- 4 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る発注者の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合には、この契約を変更し、又は解除できるものとする。
- 5 受注者は、第1項及び前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。

（受注者の解除権）

- 第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（契約解除による料金の算定方法）

- 第14条 前2条の規定により月の途中において契約を解除した場合の料金は、使用日数に応じて日割計算をするものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第15条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から料金支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき料金と

を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年2月20日

発注者 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○□

第2条 別表

需要場所 (施設名)	基本料金単価(1 kW当たり)	夏季電力量料金単価(1 kWh当たり)	その他季電力量料金単価(1 kWh当たり)
徳島県警察 本部庁舎(本線)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)
徳島県警察 本部庁舎(予備線)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)
交通機動隊庁舎	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)
警察学校射撃場	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)	金〇, 〇〇〇. 〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇. 〇〇円)